**諮問事項３**

**就学前教育等における公民の役割分担を踏まえた、**

**公立での就学前教育等に係る運営の規模・体制・類型について**

**【現状と課題等】**

○本市における子どもの人口は減少しており、長期的に見ても減少傾向にあります。

○公立の幼稚園・保育所では、充足率(入園所児童数/施設定員)に相当の隔たりがあります。

○幼稚園では、充足率が１６％～５１％と低く、国が定める基準のクラス定員(35人)を満たしていない園が複数あり、集団を形成するうえで適正な規模とはいえない状況となっています。

○保育所では、充足率が１００％を超えている園が複数あり、女性の社会進出の拡大など近年の社会情勢の変化を踏まえると、今後の保育需要に対応できない可能性が生じています。

○就学前教育等に対するニーズの多様化や、保護者の就労支援に対応すべく、新制度では、教育や保育の長所を合わせ持ち、子育て支援の拠点ともなる「認定こども園」の普及を推進しています。

○公立幼稚園においては、これまでの経過から園区制を導入していますが、認定こども園の展開を図った場合、園区制が適用されない入園所児童が生じることになります。園区制の有無に関わらず、小学校とのこれまで以上の密接な連携が必要になります。

○公立園所等は施設・設備の老朽化が進んでおり、施設の耐用年数を超過している園所が複数あります。また。土砂災害や津波の被害想定区域にある園所が複数あります。

○本市においては、人口急増期に整備した公共施設の維持管理等が課題となっており、阪南市公共施設等総合管理計画に一定の方針が策定されていますが、(仮称)阪南市立総合こども館整備事業計画撤回後の公立園所等の統一的な維持管理等の方針は策定されていません。

**【検討にあたっての視点】**

○子どもたちが将来にわたり互いに学びあい・育ちあうことができる基礎となるよう適正な集団規模で就学前教育等を提供すること。

○将来にわたる子どもの人口減少や多様化する就学前教育等のニーズを背景に、公立園所等の老朽化や公民の役割分担等を勘案し、民間の多様な施設や主体を支援しながら、適正な規模で認定こども園の展開を図ること。

○小学校への入学やその後の学びあい・育ちあいを円滑に展開できるよう、園区制にとらわれず、公民の園所等と小学校の情報共有や連携をこれまで以上に密接にすること。